

社会福祉法人願正会 役員等報酬規定

(目的)

- この規定は、社会福祉法人願正会(以下「法人」という)定款第9条および第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等報酬の支給額は次のとおりとする。

| 役員 | 定数 | 年間一人当りの支給額 | 支給総額 | 備考 |
|-----|------------|------------|----------------------|---------------------|
| 評議員 | 4人 (7人) | 10,000円 | 40,000円 (70,000円) | ()は 平成32年度から |
| 理事 | 6人 | 10,000円 | 50,000円 | 当法人職員給与との 併給者は除く |
| 監事 | 2人 | 10,000円 | 20,000円 | |

評議員の定数は、平成29年4月1日から平成32年6月定時評議員会までの間は、4名とする。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、次により支給する。

- 報酬は、それぞれの役員の任期により毎年会計年度の3月31日までに支給する。
- 役員が任期中で退任したとき、また補欠として選任された者が就任したときの報酬は、月割り計算(1円未満の端数は切捨てる)とする。
- 役員等が、各会へ出会したときは、旅費規程に基づき、交通費を支給する。また職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊費)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 理事及び理事長が当法人の職員を兼ねるときは、支給しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。